

令和 年 月 日

保護者 様

インフルエンザ罹患後の療養報告について

三恵保育園
園長 田中園子

お子さんは、インフルエンザのため、他の人に感染させる恐れのある期間に配慮し、子どもの病状が園における集団生活に支障がない状態に回復してから登園していただくようお願いします。

インフルエンザの登園再開の目安は下記のとおりです。

＜インフルエンザの登園再開のめやす＞
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過していること。」

登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、園へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により、5 日を経過せず登所（園）が可能となった場合は、「治癒証明書」の提出が必要となります。）

キ リ ト リ セ ン

保護者が記入

三恵保育園 園長 様

インフルエンザにおける療養報告書

組 氏名

- 1 診断を受けた医療機関： _____
- 2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A 型 B 型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登園再開日：令和 年 月 日（ ）

（登園再開には下記の「登園再開のめやす」 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）

※下表に、「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

登園再開のめやす	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日：令和 年 月 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 3 日を経過している。 ⇒ 解熱した日：令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

登園のめやす表

発症後日数		0 日目 (発症日)	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
例 1	発症から 1 日目に解熱した場合	発熱	解熱					登所（園）可能			
例 2	発症から 2 日目に解熱した場合	発熱		解熱							
例 3	発症から 3 日目に解熱した場合	発熱			解熱						
例 4	発症から 4 日目に解熱した場合	発熱				解熱					
例 5	発症から 5 日目に解熱した場合	発熱						解熱			

※「発症した後 5 日」、「解熱した後 3 日」のどちらか一方のみを満たした状態では、登所（園）のめやすは満たせません。登所（園）再開には、両方を満たす必要があります。